



北上市男女共同参画と

多様性社会を推進する条例 解説



令和元年8月

北上市

協力：岩手県立北上翔南高校AMI部

もくじ

条例制定の背景	．．．．．	2 ページ
条例のポイント・これからの取り組み	．．．．．	3 ページ
前文	．．．．．	4 ページ
第 1 条	目的	．．．．． 5 ページ
第 2 条	定義	．．．．． 6 ページ
第 3 条	基本理念	．．．．． 8 ページ
第 4 条	市の役割	．．．．． 10 ページ
第 5 条	議会の役割	．．．．． 10 ページ
第 6 条	市民の役割	．．．．． 11 ページ
第 7 条	事業者の役割	．．．．． 11 ページ
第 8 条	教育に携わる者の役割	．．．．． 12 ページ
第 9 条	協働の推進	．．．．． 12 ページ
第 1 0 条	権利侵害行為の禁止等	．．．．． 13 ページ
第 1 1 条	基本的施策	．．．．． 15 ページ
第 1 2 条	基本計画	．．．．． 17 ページ

岩手県立北上翔南高校 A M I 部

イラスト（表紙・裏表紙のデザイン含む）はすべて、北上翔南高校の A M I 部のみなさんによるオリジナル作品です。条例のイメージや各条文の内容に沿ったものを創作していただきました。

A M I 部とは、アニメ・マンガ・イラストのクラブです。全国のさまざまな大会へ作品を応募し活躍しています。令和元年は北上翔南高校が創立百周年を迎える記念の年であり、記念キャラクター制作も手がけました。

みなさんは「多様性」から何をイメージしますか？

個性や能力は一人ひとり違います。それは、年齢、性別、障がいの有無、国籍の違いとはかわらないものですが、その違いが理解されず苦しんでいる人もいます。

違いを認め合うことは、お互いを理解する一歩です。誰もが多様性を認め合い、いきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指し、「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」を制定しました。

1. 条例制定の背景

これまで、北上市は男女共同参画社会の実現のため「きたかみ男女共同参画プラン」を策定（平成13～22年度、平成23～32年度）し、さまざまな取り組みを展開してきました。しかし、固定的な性別役割意識や社会慣行が依然として残っていること、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを推進していること、当市でも外国人が増加傾向にあり多様性を認め合う環境づくりが急務となってきたことなどから、多様性の視点を取り入れた条例を制定することとし、平成31年4月1日に施行されました。

条例制定は、市の強い意志表明となり、男女共同参画と多様性社会の推進に関する施策を継続的に実施する上での法的根拠となります。



2. 条例のポイント

(1) 多様性社会の定義（第2条）

一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重され、多様な人々が能力を発揮できる調和のある社会を「多様性社会」として定義しています。

(2) 基本理念と基本的施策（第3条、第10条）

目指す姿を実現するための、基本理念と理念に基づいた基本的施策を定めています。

(3) 各主体の役割（第4～8条）

基本理念を実現するため、市、議会、市民、事業者、教育に携わる者、それぞれの役割を明確化しています。特に、幼い頃からの理解が重要であることから、教育に携わる者の役割は不可欠です。

(4) 協働の推進（第9条）

当市は、協働のまちづくりを進めているので、基本理念の実現のために各主体が協働で推進することを明記しています。

3. これからの取り組み

この条例は、基本理念と基本的施策を定めています。条例が目指す地域社会実現のために、基本理念と基本的施策に基づいた具体的な取り組みを順次進めていきます。自分は何ができるのかを考え、みんなで取り組んでいきましょう。



前 文

全ての人が、お互いの人権を尊重し、性別等にかかわらず、多様性を認め合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められています。男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。

北上市においても、社会環境の変動等に対応できる持続可能な社会の構築は、喫緊の課題です。人口減少時代における男女の就労状況の変化などからも、男女共同参画社会の実現の重要性は増しています。また、性別や障害の有無などの違いを理解し、個々人の多様性を尊重する社会の充実が必要であることから、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重される男女共同参画の実現と多様性社会の形成により、お互いに責任を分かち合い、多様な人々が能力を発揮できるようになることは、この課題の解決につながるものです。

そのため、性別、年齢、国籍等、それぞれの違いや共通点を認め合い、誰もが対等な立場であらゆる分野に参画し、いきいきと自分らしく暮らせる地域社会を目指して、この条例を制定します。

【解説】

第1条に目的が置かれているため、前文がなくても条例の趣旨は表せますが、この条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性を多くの方に理解してもらうため、前文を設けました。市の決意表明でもあります。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、北上市における男女共同参画と多様性社会の推進に関し、基本理念に基づき、市、議会、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市等」という。）の役割を明らかにすることにより、誰もが多様性を認め合い、対等な立場で参画できる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

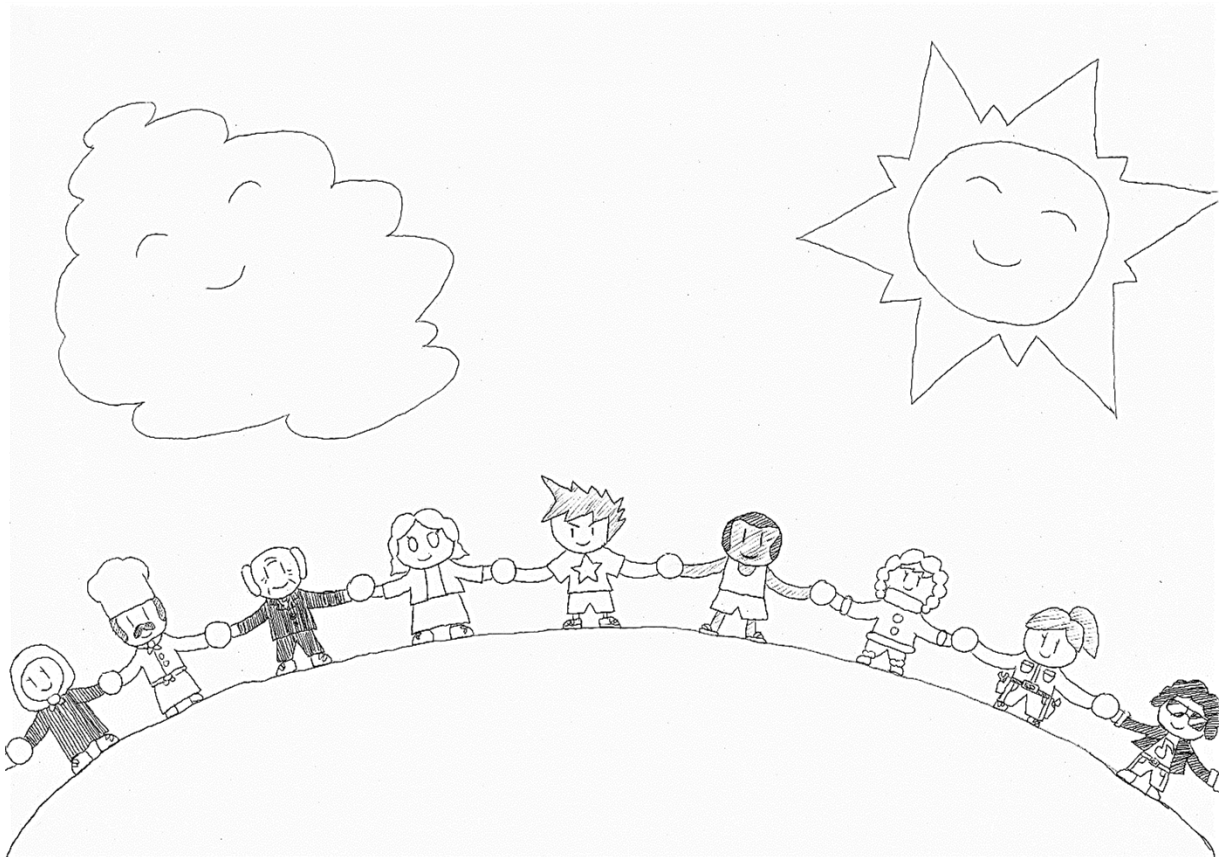
この条例を制定する目的を簡潔に表現しています。

市、議会、市民、事業者、教育に携わる者の役割を明らかにすることにより、誰もが多様性を認め合い、対等な立場で参画^{※1}できる地域社会の実現を目指します。

北上市の最高規範である「北上市自治基本条例」の基本原則^{※2}に基づいています。

※1 参画とは…政策や事業の立案・企画から実施、評価に至る各段階において、主体的に参加し、意思形成（決定）に関わることをいいます。

※2 北上市自治基本条例の基本原則…第4条で「市民及び市長等は、まちづくりに取り組むに当たっては、年齢、性別、職業、国籍、居住地、活動地域等の特性を互いに尊重する」と定めています。



第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 多様性社会 年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性及び能力を持つ個人として尊重され、それぞれの違い又は共通点を認め合い、多様な人々が能力を発揮できる調和のある社会をいう。
- (3) 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 教育に携わる者 市内の学校、地域、家庭その他の教育及び保育に携わる者をいう。
- (6) 性的指向 人の恋愛感情及び性的な関心がどういう対象に向かうかの指向をいう。
- (7) 性自認 自分の性をどのように認識しているかをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等のパートナー間において、身体的、社会的、経済的、性的、心理的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為をいう。
- (9) ハラスメント 他者に対する発言及び行動等が、本人の意図に関係なく、相手及び周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な発言及び行動によって、相手方に不快感や苦痛感又は不利益を与え、生活環境を害することをいう。

【解説】

この条例の中で使われる用語のうち、共通の認識としておきたい重要な用語を定義しています。

(1) 男女共同参画

「男だから」「女だから」と性別によって役割を決めたり区別したりするのではなく、男性も女性も対等な立場で、ともに協力し合い責任を分かち合うことです。

国の「男女共同参画社会基本法」の定義を引用しています。

(2) 多様性社会

一人ひとり個性や能力は違います。それは、年齢、障害の有無、国籍や文化的背景の違い、性別や性的指向、性自認とはかかわりません。いろんな人がそれぞれ個人として尊重され、お互いの違いや共通点を認め合い、自分らしさを発揮できる調和のある社会を「多様性社会」と決めました。

(3) 市民

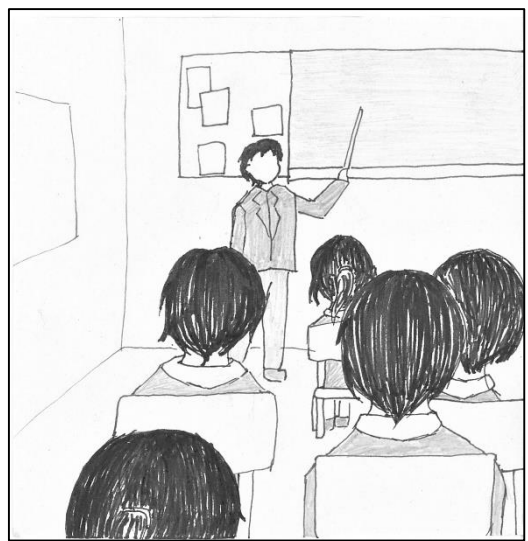
市内に住んでいる人、市内にある事業所などに通勤している人、市内にある学校や幼稚園、施設等に通学、通園、通所して学んでいる人をいい、国籍は問いません。

(4) 事業者

営利目的あるいは公益目的にかかわらず、市内に事務所や事業所を有し、事業活動を行う企業、商店、法人等をいいます。

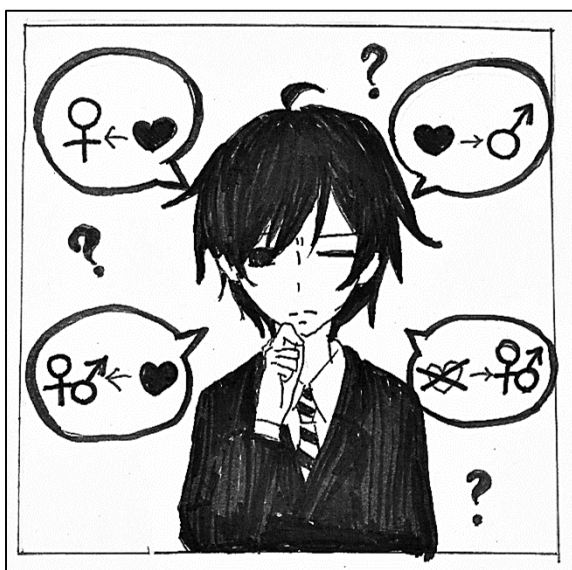
(5) 教育に携わる者

教育が意識形成に及ぼす影響はとて大きいと考えられます。幼いころから社会的及び文化的に形成された性差にとらわれない育て方が求められます。学校、地域、家庭、社会教育、保育など、市内において教育に携わる者を広く捉えています。



(6) 性的指向

恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているかをいいます。男性を好き、女性を好き、男女両方好き、あるいは誰に対しても恋愛感情を抱かない等、さまざまな性的指向があります。



(7) 性自認

自分自身が自分の性をどのように認識しているかをいいます。産まれた時に割り当てられた性別とは違う性別だと認識している人や、男性でも女性でもないと認識している人もいます。

(8) ドメスティック・バイオレンス

配偶者や交際相手などのパートナー間における暴力のことです。身体的暴力だけでなく、友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的

暴力、暴言や脅しなどの心理的暴力など、危害や苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為をいいます。

(9) ハラスメント

悪意を持って発したものでなくても、発言や行動等によって、相手及び周囲の人を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、又は脅威を与えたりすることをいいます。

(10) セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域などあらゆる場で性的な発言や行動をすることによって、相手方に不快感や苦痛感又は不利益を与え、生活環境に悪影響を与えることをいいます。



第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 男女共同参画と多様性社会を推進し、誰もが参画できる地域社会を実現するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市民が、お互いの違い及び特性を認め合い、個人としての人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること。
- (2) 市民が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によって、個人の活動が制限されることなく、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができること。
- (3) 市民が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 市民が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活並びに地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 市民が、年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別によって困難な状況にある人へ配慮すること。
- (6) 市民が、国際社会及び国内の男女共同参画と多様性社会に係る取組を積極的に理解すること。

【解説】

男女共同参画と多様性社会を推進し、誰もが参画できる地域社会を実現するために、6つの基本理念を定めています。

(1) 人権の尊重

日本国憲法では、すべての国民が性別等に関わりなく、個人の尊重や平等が保障されていますが、実社会においては、違いや特性が理解されず、差別的な扱いを受ける場合があります。一人ひとり違うこと、それぞれ特性があることをお互いに認め合うことが重要であり、誰もが個人としての人権が尊重され、尊厳を持って生きることができるようにしなければなりません。

(2) 固定的な役割分担意識によらない多様な生き方の選択

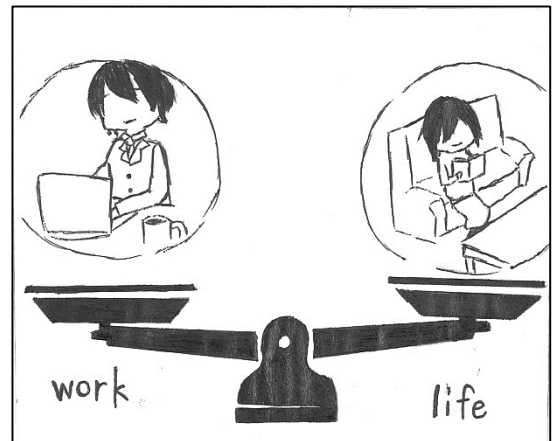
社会における制度や慣行には「男は仕事、女は家庭」などといった性別による固定的な役割分担意識が反映されることで、個人の生き方や活動の選択が制限され、自分の能力を発揮できないことがあります。自らの意思に基づき個性や能力が発揮でき、多様な生き方を選択することができることが望ましい社会です。

(3) 政策等の立案及び決定への参画

性別などにかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画し、それぞれの視点から意見を反映させる機会が確保されることが求められています。

(4) ワーク・ライフ・バランス

共働き家庭の増加や就労形態の多様化、核家族の増加などに伴い、家事、子育て、介護などの家庭生活と、仕事や地域活動との両立が難しい状況があります。性別にかかわらずお互いが協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活、社会生活、地域における活動等の調和のとれた生活を営むことができることが大切です。



(5) 国籍の違い、性別等を理由とする差別によって困難な状況にある人への配慮

不当な差別を受けたり、生活上の不便があったりする人がいます。その理由は、年齢、障害の有無、国籍や文化的背景の違い、性別や性的指向及び性自認などさまざまです。そういう困難な状況にある人がいる、ということを理解し、配慮しなければなりません。

(6) 国内外の男女共同参画と多様性社会に係る取り組みの理解

男女共同参画の推進は、国連や世界女性会議などの国際社会の取り組みと連動して進められてきました。同様に、多様性社会に係る取り組みについても、国内外での動向を積極的に情報収集、理解に努め、世界的な視野のもとに行っていくことが重要です。

第4条 市の役割

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念の実現に向けた施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、岩手県及びその他の地方公共団体、関係機関等と連携を図るものとする。

3 市は、市民が相互に協力して、家庭生活及び社会生活、地域における活動に主体的に参画できるよう、取り組むものとする。

【解説】

市の役割を定めています。

市は、基本理念の実現に向けた施策を策定し、実施します。実施に当たっては、国、岩手県、近隣の市町村や関係機関等と連携を図りながら進める必要があります。また、市民がお互いに協力し合って、家庭生活、社会生活、地域活動に主体的に参画できるよう取り組みます。

第5条 議会の役割

（議会の役割）

第5条 議会は、議決機関として、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、基本理念の実現に努めるものとする。

【解説】

議決機関として、議会の役割も重要です。議会は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、基本理念の実現に努めます。

第6条 市民の役割

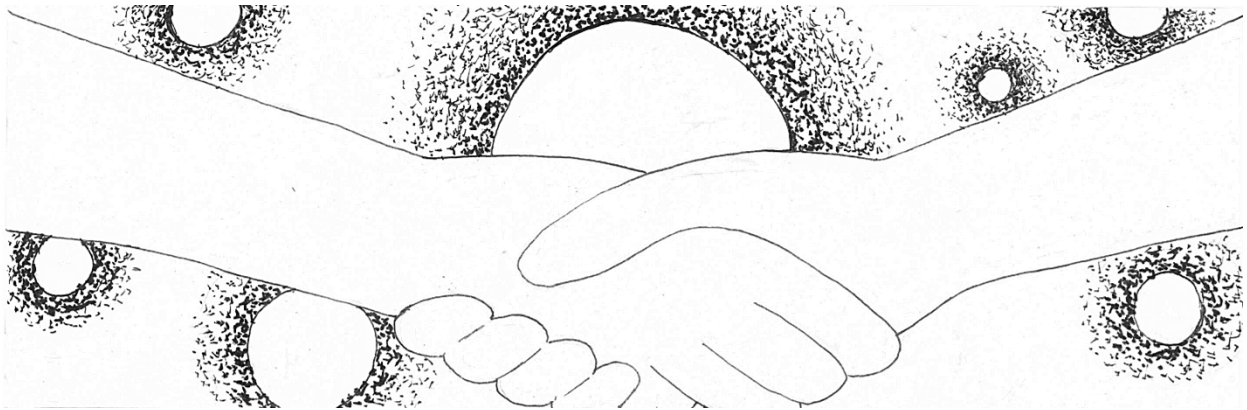
（市民の役割）

第6条 市民は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、家庭、学校、地域、職場その他の活動において、基本理念の実現に努めるものとする。

【解説】

男女共同参画と多様性社会の実現のためには、市民の意識や自主的な行動が大切であるため、市民の役割を定めています。

市民が、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、家庭、学校、地域、職場その他の活動において、基本理念の実現に努めることを明記しています。



第7条 事業者の役割

（事業者の役割）

第7条 事業者は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、基本理念の実現に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

社会経済活動の中で事業者が大切な役割を果たしており、雇用の分野における取り組みが重要であることから、事業者の役割を定めています。

働くすべての人が、多様で柔軟な働き方を選択できることが大切であり、働き方に応じた適正な処遇が必要です。事業者が、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、雇用の分野における取り組みに努めることを求めています。

第8条 教育に携わる者の役割

(教育に携わる者の役割)

第8条 教育に携わる者は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、基本理念の実現に向けた教育を行うよう努めるものとする。

【解説】

男女共同参画と多様性社会を推進するにあたり、教育の果たす役割は極めて重要です。教育は、市民の意識や価値観に大きな影響力を持つことから、学校、地域、家庭、社会教育、保育などあらゆる教育の場において、男女共同参画と多様性社会の視点を取り入れるよう努めることを明記しています。

第9条 協働の推進

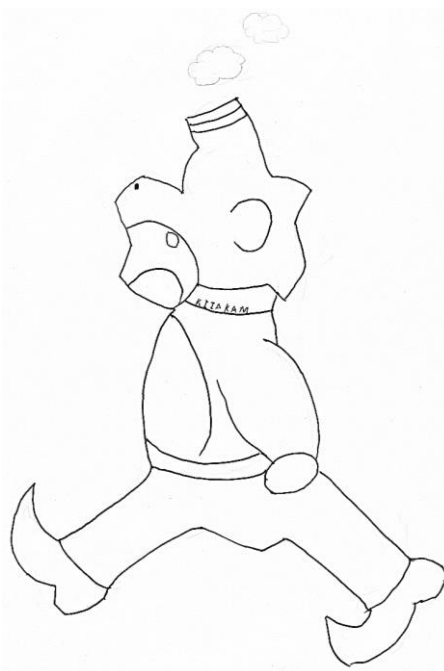
(協働の推進)

第9条 市等は、協働により基本理念の実現に努めるものとする。

【解説】

北上市の自治の推進における最高規範である北上市自治基本条例では、協働※でまちづくりに取り組むことを自治の原則と定めています。男女共同参画と多様性社会の実現のためにも、協働が不可欠であり、この条例（北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例）で定める各主体が協働により進めていくことを明記しています。

※協働とは…まちづくりに取り組む各主体が、共通の目的意識を持って、自主性を持つ対等な立場のもとで、それぞれの持つ能力を持ち寄り、相乗効果を上げながら協力し合うことをいいます。



第 10 条 権利侵害行為の禁止等

（権利侵害行為の禁止等）

第10条 全ての人は、家庭、学校、地域、職場その他社会において、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他ハラスメントに起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

2 市等は、情報の発信に当たっては、前項の権利侵害を助長又は連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

3 市は、第 1 項の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、その被害を受けた者に対し、関係機関等と連携して必要に応じた保護及び支援を行うものとする。

【解説】

人権の尊重を実現するため、権利侵害行為の禁止を定めています。

この条例に罰則規定はありませんが、条例の中に明記することで意識してもらい、権利侵害の防止への効果を期待しています。

1 権利侵害行為は、相手の尊厳を傷つけ、自信を失わせ、自由な活動を制限することにより個人の人権を侵害するものです。性別や性的指向及び性自認を理由とする差別的な取扱いは、雇用の分野だけでなく、さまざまな場面で深刻な問題となっていることから、全ての人が誰に対しても、あらゆる場面において行ってはならないことを定めています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の施行により、家庭内外の暴力への規制が強化されています。ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他すべてのハラスメントに起因する権利侵害の根絶を目指すことは、男女共同参画と多様性社会を推進するうえでも大きな課題であるため、その禁止について明記しています。

2 ポスター、広告、パンフレット、インターネットの掲載情報など、公衆に表示する情報は、人々の意識に重大な影響を及ぼす可能性があるため、権利侵害を助長又は連想させる表現を用いないよう配慮しなければなりません。

表現の自由は、憲法で保障された権利であり尊重されるべきものであることから「配慮」として理解を求めています。

3 市は、第 1 項の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、市民等が被害を受けた場合、救済が図られるよう関係機関等と連携して必要に応じた保護や支援を行います。



Aって
さ、さ
オツ

●D美
マジマ
スのA
アイツ

作るし
てが
ケル
ネ
この前
け上

●B

第 11 条 基本的施策

(基本的施策)

第11条 市は、第3条の基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、地域、職場その他のあらゆる場において個性及び能力を発揮し、多様な生き方の選択を実現するための環境づくり
- (2) あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会を確保する取組
- (3) 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進
- (4) 家庭生活における活動及び学校、地域、職場等における活動の調和の取れた生活を営むための支援
- (5) 年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする日常生活の支障を取り除くための取組
- (6) 性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他ハラスメントの根絶のための取組
- (7) 防災、災害対応、避難所の運営を含む被災者の支援その他災害に関し、男女共同参画と多様性の視点を取り入れた取組
- (8) 生涯にわたる教育の場における学習機会の提供
- (9) 広報啓発活動の充実及び調査研究並びに情報の収集及び提供

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

基本理念に基づき、市が実施する基本的施策を定めています。具体的な内容については、基本計画に盛り込んでいきます。

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消、多様な生き方の選択を実現するための環境づくり

「男は仕事、女は家庭」や「男は仕事、女は仕事も家庭も」という性別による固定的な役割分担意識によって、個人の生き方や活動が制限され、自分の能力を発揮できないことがあります。そのような意識を解消することで、家庭、地域、職場その他のあらゆる場において個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できる環境づくりに取り組みます。

- (2) 活動方針の立案及び決定に参画する機会を確保するための取り組み

性別にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活

動方針の立案及び決定に参画し、それぞれの視点から意見を反映させる機会を確保する取り組みを進めます。

(3) 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進

人口減少や高齢化により、地域活動における担い手不足が深刻化してきています。多様な人材が活躍できる地域社会は、社会変化に対応できる持続可能な地域社会の形成につながることから、多様な担い手が活躍できる地域活動を推進します。

(4) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

性別にかかわらずお互いが協力し、家庭生活、学校、地域、職場等における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう支援します。

(5) 年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする日常生活の支障を取り除くための取組

年齢、障害の有無、国籍や文化的背景の違い、性別や性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めるとともに、実際に困難な状況にある人がいる、ということを理解し、不利益を受けている人の日常生活の支障を取り除くための取り組みを進めます。

(6) 性別等を理由とする差別的な取扱い、DV等暴力の根絶

性別や性的指向及び性自認を理由とする差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他ハラスメントの根絶のための取り組みを進めます。

(7) 防災、災害時における男女共同参画と多様性の視点の取り入れ

災害が起きた際の対応や避難所の運営などにおいて、一人ひとりの個性や特性の違いへの理解がないと、不便や困難が生じるため、避難所を利用できず、二次被害につながる場合があります。このことから、男女共同参画と多様性の視点を取り入れることがとても重要であり、その取り組みを進めます。



(8) 教育の場における学習機会の提供

子どもから大人まで年齢にかかわらず、生涯にわたる教育の場において学習機会を提供します。

(9) 啓発活動、調査研究、情報の収集と提供

男女共同参画と多様性社会の推進のための広報活動や、パンフレットなどを活用した啓発活動を充実し、常に調査研究に励み新しい情報の収集や提供を行います。

第 12 条 基本計画

(基本計画)

第12条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めるものとする。

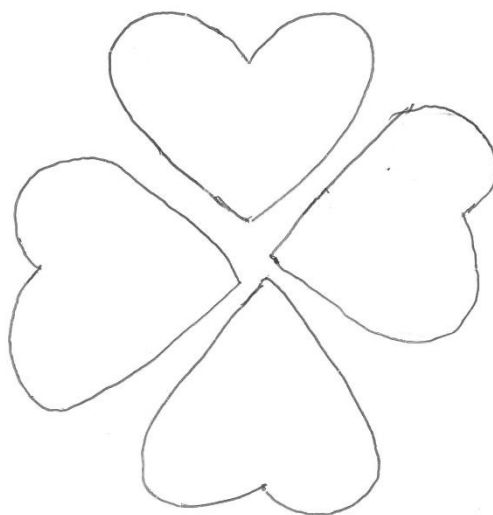
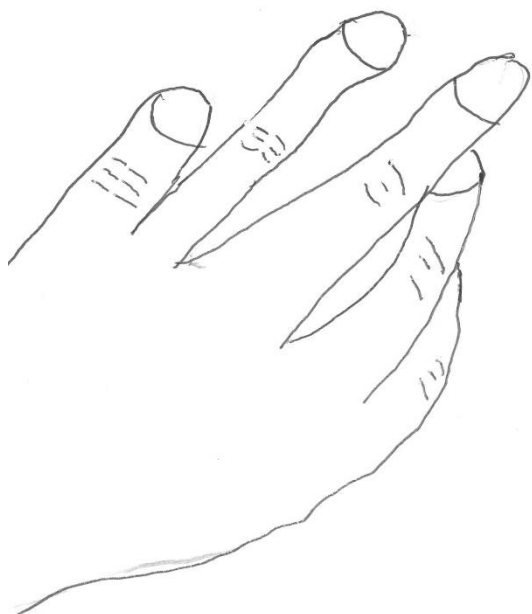
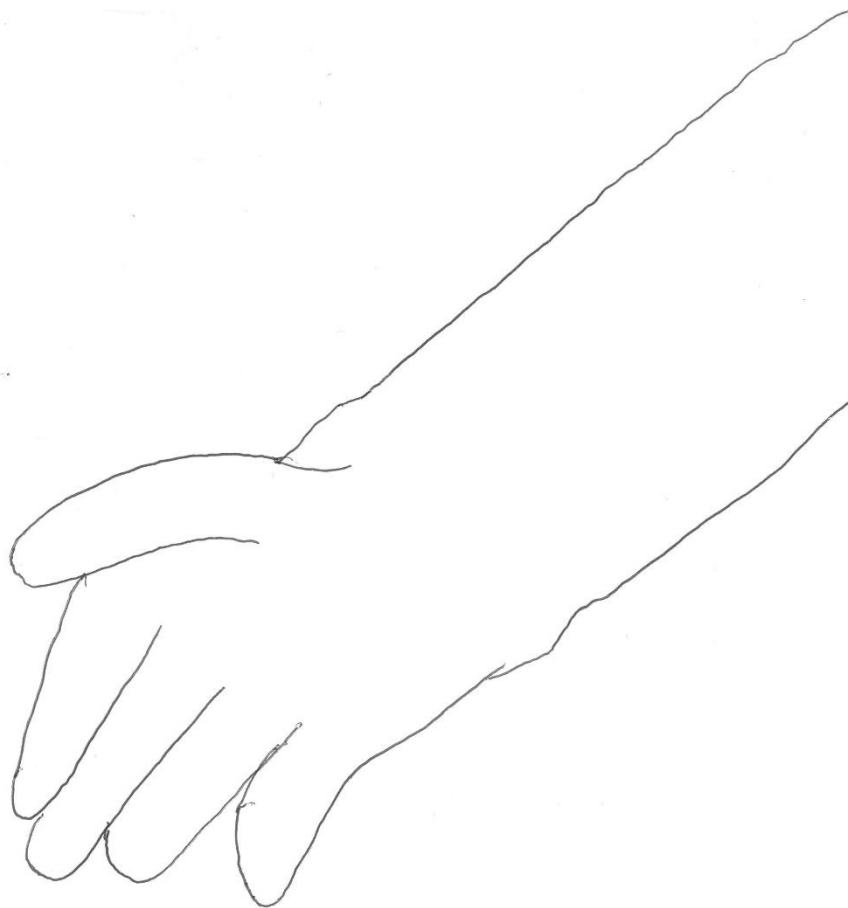
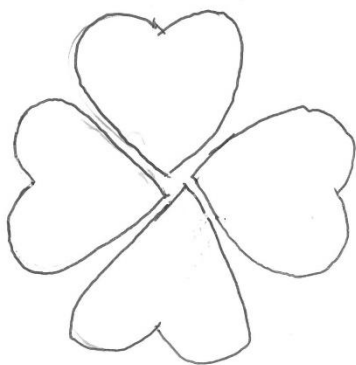
【解説】

基本的施策を総合的、計画的に推進するための基本計画を策定することを定めています。

「きたかみ男女共同参画プラン」は、令和2（2020）年度が最終年度です。この条例に基づいた基本計画は令和3年度からの計画期間で策定します。それまでは、現在のプランを基本計画とし、見直しを行います。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



北上市 まちづくり部 地域づくり課

〒024-0061

北上市大通り一丁目3番1号

おでんせプラザぐろーぶ3階 北上市生涯学習センター内

電話：0197-72-8300 F A X：0197-63-3121

メール：chiiki@city.kitakami.iwate.jp

